

猪苗代町住宅用太陽光発電システム設置事業 補助金交付の流れ



1. 補助金交付申請（申請者→町）

「猪苗代町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書」（様式第1号）に必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、申請書を提出します。

※事前着工した場合は補助金の交付対象となりませんので注意してください。

2. 補助金交付決定（町→申請者）

書類審査により補助金の交付決定後、「交付決定通知書」・「交付指令書」を送付します。

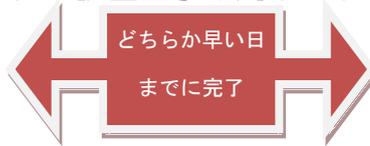
3. 工事着工届（申請者→町）

交付決定の日から2ヶ月以内に「猪苗代町住宅用太陽光発電システム設置事業工事着工届」（様式第3号）を提出します。

4. システムの設置（申請者）

工事着工後、下記の時期までにシステム設置工事を完了します。

- ① 既築の住宅に設置→3カ月以内
- ① 新築の住宅に設置→6ヶ月以内



- ② 交付決定日が属する年度の3月10日

5. 実績報告（申請者→町）

設置工事が完了したら14日以内に「猪苗代町太陽光発電システム設置事業実績報告書」（様式第4号）に必要事項を記入、関係書類を添付のうえ提出します。

6. 交付金額の確定（町→申請者）

実績報告書類審査により補助金額の決定後、「確定通知書」を送付します。

7. 補助金交付請求（申請者→町）

「猪苗代町太陽光発電システム設置事業費補助金請求書」（様式第5号）に必要事項を記入のうえ提出します。

8. 補助金の交付（町→申請者）

補助金を指定口座に振り込みます。

※交付申請後に事業変更（中止・廃止）が生じたときは、「猪苗代町太陽光発電システム設置事業変更（中止・廃止）承認申請書」（様式第2号）を速やかに提出して下さい。

書類の送付・お問い合わせ先

猪苗代町役場 企画財務課

〒969-3123 猪苗代町字城南 100 番地

電話 0242-62-2112 F A X 0242-62-5175